

報告第24号

専決処分について報告の件（その2）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、請負契約額の変更について次のとおり専決処分したので報告するものであります。

平成30年7月24日提出

芽室町長 手 島 旭

専 決 処 分 書

請負契約額の変更

町は、請負契約の額を次のとおり変更する。

- 1 工 事 名 渋山支線排水路災害復旧工事（H28繰越）
 - 2 工 事 場 所 芽室町 渋山
 - 3 契 約 金 額 変更前 87,048,000円
変更後 86,713,200円
 - 4 契約の相手方 芽室町東6条10丁目1番1
株式会社北土開発
代表取締役 山田 朝常
 - 5 工 期 自 平成29年 6月19日
至 平成30年 7月20日
 - 6 工 事 概 要 渋山支線排水路災害復旧（渋山5）
連結ブロック布設替、土砂埋そく除去、特殊かご、法面復旧、
産業廃棄物処理、仮設工
 - 7 工事変更内容 特殊かごの規格の変更
- 平成30年6月29日 専決処分

説 明

渋山支線排水路災害復旧工事（H28繰越）について、工事請負契約書第29条第4項の規定により請負契約額について変更契約を締結したものであります。

澁山支線排水路災害復旧工事（H28繰越）位置図

施工箇所

